チーペスト銘柄等にかかる国債補完供給の要件緩和措置について

日本銀行では、国債補完供給について、レポ市場における国債需給が過度に引き締まることを抑制し、市場の安定を確保する観点から、本年3月1日より当分の間、10年利付国債363回、同364回、同365回を対象に、以下の緩和措置を実施することとしましたので、お知らせします。

1. 連続利用日数に関する上限の引き上げ

通常の取扱い (注1)	原則として最長 50 営業日
緩和後の取扱い	原則として最長 80 営業日 (注2)

- (注 1) 10 年利付国債 362 回については、本年 3 月 1 日以降の新規利用には通常の取扱いが適用されます。
- (注2) 本日までの連続利用を含めた通算ベースとします。

2. 引き渡しにかかる要件の緩和の対象となる銘柄の拡大

通常の取扱い	チーペスト銘柄等 (注1) のうち日本銀行の保有割合が発行
	残高の 80%を超えるもの
緩和後の取扱い(注2)	原則としてすべてのチーペスト銘柄等

- (注 1) 長期国債先物取引の直近 2 限月におけるチーペスト銘柄およびセカンド・チーペスト銘柄。
- (注 2) 10 年利付国債 362 回については、本年 3 月 13 日に実施する国債補完供給の利用分まで 緩和後の取扱いを認めます。

以 上

<照会先>

日本銀行金融市場局市場調節課 (03-3277-1234、03-3277-1272、03-3277-1284)